

第 8 1 号議案

長岡京市地域包括支援センターの職員及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

長岡京市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年長岡京市条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）による介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の一部改正に伴い、同規則を引用する規定の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

長岡京市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
長岡京市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第５項の規定に基づき、長岡京市における<u>地域包括支援センター</u>（以下「センター」という。）の職員及び運営に関する基準を定めるものとする。 （基本方針） 第２条 <u>センター</u>は、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 （職員数の基準） 第３条 <u>１のセンター</u>が担当する区域における第１号被保険者の数（法第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第１号被保険者の数をいう。以下同じ。）がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （１）～（３） 【略】 ２ <u>１のセンター</u>が担当する区域における第１号被保険者の数が６，０００人を超	（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第５項の規定に基づき、長岡京市における<u>地域包括支援センター</u>の職員及び運営に関する基準を定めるものとする。 （基本方針） 第２条 <u>地域包括支援センター</u>は、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 （職員数の基準） 第３条 <u>地域包括支援センター</u>が担当する区域における第１号被保険者の数（法第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第１号被保険者の数をいう。以下同じ。）がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （１）～（３） 【略】 ２ <u>地域包括支援センター</u>が担当する区域における第１号被保険者の数が６，００

改正後	改正前
える場合には、<u>当該センター</u>の人員配置基準は、前項に規定する職員の員数に、担当する区域における第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた員数を加えるものとする。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会（施行規則第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとする。この場合において、それぞれのセンターには第1項各号に掲げる者のうちから2人を置くものとする。</u> 4 <u>第1項又は前項の場合におけるセンターに置くべき常勤の職員について、地域包括支援センター運営協議会が、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数をセンターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により第1項又は前項に定める員数を満たす場合は非常勤の職員を置くことができるものとする。</u> 5 <u>第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応</u>	0人を超える場合には、<u>地域包括支援センター</u>の人員配置基準は、前項に規定する職員の員数に、担当する区域における第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた員数を加えるものとする。 【加える】 【加える】 3 <u>第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、<u>地域包括支援センター</u>の人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保</u>

改正後	改正前
じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。 (1) 【略】 (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の<u>センター</u>を設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会</u>において認められた場合 <u>6</u> 次の各号に掲げる第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）<u>であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者</u> (2) 【略】 (3) 主任介護支援専門員に準ずる者 <u>次のいずれかに該当する者とする。</u> <u>ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</u> <u>イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者</u> (運営) 第4条 <u>センター</u>は、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、	険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。 (1) 【略】 (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の<u>地域包括支援センター</u>を設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会（施行規則第140条の6第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）</u>において認められた場合 <u>4</u> 次の各号に掲げる第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。） (2) 【略】 (3) 主任介護支援専門員に準ずる者 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を<u>修了し</u>、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 【加える】 (運営) 第4条 <u>地域包括支援センター</u>は、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏ま

改正後		改正前	
公正かつ中立な運営を確保するものとする。		えて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
【略】		【略】	
おおむね2,000人以上3,000人未満	専ら <u>包括的支援事業等</u> に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専ら <u>包括的支援事業等</u> に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専ら <u>その職務</u> に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専ら <u>その職務</u> に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。